第10回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年8月30日(火)

午後2時00分~4時45分

場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等(委員45名・参与4名)

役職名	委員区分	氏	名	備考	出欠
会 長		木暮	治一	渋川市長	出
副会長	1号委員	村尾	隆 史	伊香保町長	出
	(市町村長)	小野	利 治	小野上村長	出
		阿久津	貞司	子持村長	出
		永 井	良一	赤城村長	出
		木 村	榮一	北橘村長	出
委 員	2号委員	桑島	保 男	渋川市助役	出
	(助役)	宮本	金 男	伊香保町助役	出
		野村	哲 男	小野上村助役	出
		信 澤	明	子持村助役	出
		都 丸	芳 雄	赤城村助役	出
		塩 谷	勝巳	北橘村助役	出
	3号委員	宮下	宏	渋川市議会議長	出
	(議会議員)	大 島	勝昭	渋川市議会選出議員	出
		小林	雅夫	渋川市議会選出議員	出
		小 池	春 雄	伊香保町議会議長	出
		中澤	広 行	伊香保町議会選出議員	出
		塩 野	光 弘	伊香保町議会選出議員	出
		角田	皇	小野上村議会議長	出
		平方	嗣世	小野上村議会選出議員	出
		佐 藤	兵 造	小野上村議会選出議員	出
		埴 田	彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚	貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石 倉	一夫	子持村議会選出議員	出
		角田	一民	赤城村議会議長	出
		岩崎	幸代	赤城村議会選出議員	出
		狩 野	富雄	赤城村議会選出議員	出
		狩 野	義雄	北橘村議会議長	出
		南雲	鋭一	北橘村議会選出議員	出
		吉田	利 治	北橘村議会選出議員	出

役職名	委員区分	氏	名	備考	出欠
委 員	4号委員	浅 見	雄 一	渋川市自治会連合会会長	欠
	(学識経験者)	町田	久	渋川商工会議所会頭	出
		廣 田	勝次	渋川市農業委員会会長	出
		高橋	太郎	伊香保町商工会会長	欠
		大澤	歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮	敞 治	小野上村商工会会長	出
		村上	嶋 男	小野上村農業委員会会長	出
		佐々木	よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚	重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		生 方	大 吉	子持村商工会会長	出
		小澤	- =	子持村農業委員会会長	出
		狩 野	重雄	赤城村商工会会長	出
		狩 野	邦 司	赤城村農業委員会会長	出
		田村	宗一	赤城村区長会会長	出
		柴 﨑	一夫	北橘村区長会会長	出
		中村	亮 典	北橘村商工会会長	出
		小 泉	隆雄	北橘村農業委員会会長	出
	5 号委員	桜井	芳 樹	渋川地区医師会会長	欠
	(市町村共通学	戸所	隆	高崎経済大学地域政策学部教授	欠
	識経験者)	小 野	宇三郎		出
参与		角田	登	群馬県議会議員	欠
		大林	喬 任	群馬県議会議員	欠
		真下	誠 治	群馬県議会議員	出
		内山	幸光	渋川行政事務所長	出
		亀井	勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田	善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査		阿久澤	明	子持村監査委員	-
委 員		田子	玲 子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏	名	備考	出欠
渋川市	諸田	章	企画課長	田
伊香保町	石 坂	實	政策調整課長	田
小野上村	平方	敏 治	企画観光課長	田
子持村	後藤	光 好	企画課長	田
赤城村	樺 澤	常雄	企画課長	出
北橘村	町田	進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏	名	出欠
事務局長	吉 原	康之	田
事務局次長	五十嵐	研 介	田
総務G	福島	泰 利	田
	寺 島	剛	田
	田中	光 一	田
計画G	藤岡	孝広	欠
	笹原	浩	欠
	金井	裕昭	欠
	須田	茂之	欠

職名	氏	名	出欠
第一調整G	萩原	一夫	出
	狩 野	雅 弘	出
	飯塚	玄 浩	欠
	土屋	輝 夫	出
第二調整G	高橋	喜太郎	欠
	狩 野	輝 夫	欠
	灰田	幸治	欠
	矢 島	啓 邦	欠
推進G	立 見	俊 幸	欠
	田中	和 彦	出
	加藤	修	出
	木 村	毅	欠

傍聴人

X	分	人 数	備考
報道関	係者	社 名	
_	般	4名	
合	計	4名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第30号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

報告第31号 新市の特別職の報酬等について

報告第32号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」について

報告第33号 協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について

報告第34号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」について

報告第35号 合併準備経費について

その他

- (1) 新市の市章応募状況について
- (2) 次回会議予定について

開 会 (午後2時00分)

事務局次長(五十嵐研介君) 定刻となりましたので、ただいまから第10回渋川 地区市町村合併協議会を開会させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長(木暮治一君) どうも皆さん、こんにちは。

本日は、第10回の法定協議会を開催いたしましたところ、衆議院選挙の公示の日を迎え、公私ともに大変ご多用の中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、法定協議会といたしましては第10回目になるわけでありますけれど も、任意協議会から数えますと21回目ということになります。本日の議事につ きましては、特別職の報酬の扱いを初めといたしまして乳幼児医療費助成、指定 ごみ袋の扱い、幼稚園の保育料など住民負担へ直接影響を及ぼします項目につき ましてご報告申し上げますとともに、ご協議をお願いすることにしております。 先ほど厚生労働省からはことし上半期の人口動態統計調査の速報値が公表された ところでありますが、この速報値によりますと、ことしの1月から6月までの半 年間に生まれた赤ちゃんの数が死亡された方の数を初めて下回ったということで あります。下半期もこの傾向が続けば従来の予測よりも2年早く人口減少時代に 突入すると報じられております。懸念されておりました国全体の少子化進行が予 想を超えた速度で進展している状況を踏まえまして、施策の実施に当たっては限 られた財政事情の中で住民負担も視野に入れながら選択が求められるわけであり ます。事務レベルにおきましては、各種事務事業の調整作業に加えまして新市の 平成18年度予算の編成作業も始められているところであります。本日は、先ほ ど申し上げましたけれども、衆議院議員の選挙が公示されまして、慌ただしい中 でありますが、ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会に当たりまし てのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局次長(五十嵐研介君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に議案の差しかえをお願いしたいと思います。既にお手元に配付しております報告第30号につきまして、子持村商工会会長の変更に伴いまして議案の差しかえをお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、 会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町 村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして 会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたしま す。

なお、本日は44人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会の規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) それでは、指名によりましてしばらくの間議長の役を務めさせていただきますので、よろしくご協力賜りますことをお願い申し上げます。

まず最初に、会議録署名人でありますが、協議会会議運営規程に基づきまして、 議長が指名することになっております。各市町村の特別職にお願いすることとし ておりますので、前回は子持村の信澤助役さんにお願いいたしましたので、名簿 順によりまして今回は赤城村の都丸助役さんにお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第30号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更に ついてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

報告第30号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

事務局長(吉原康之君) それでは、議案資料の1ページをごらんいただきたいと 思います。報告第30号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について、次の とおり報告するものであります。

以下の表でありますが、4号委員に今回変更がありました。まず、渋川市の飯野照男委員から廣田勝次委員に、それから子持村につきましては石関吉幸委員から生方大吉委員に、赤城村におきましては木暮政光委員から狩野重雄委員に、同じく赤城村でありますが、兵藤吉弘委員から狩野・司委員に、北橘村におきましては小泉隆雄委員から今井兼寛委員にそれぞれ変更となりました。変更の理由は、備考欄にあります各団体における長の変更による変更であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんにそれでれ自己紹介をお願いしたいと思います。

まず最初に、渋川市農業委員会会長であります廣田委員さんからお願いいたします。

- **委員(廣田勝次君)** 渋川市の農業委員の廣田勝次です。どうぞよろしくお願いします。
- **議長(木暮治一君)** 続きまして、子持村商工会会長であります生方委員さんにお願いいたします。

- **委員(生方大吉君)** 子持村商工会会長の生方でございます。今後ともよろしくお願いをいたします。
- 議長(木暮治一君) 続きまして、赤城村商工会会長であります狩野重雄委員さん にお願いいたします。
- **委員(狩野重雄君)** 赤城村の商工会会長の狩野でございます。ひとつよろしくお願いします。
- 議長(木暮治一君) 続きまして、赤城村農業委員会会長であります狩野・司委員 さんにお願いいたします。
- **委員(狩野・司君)** 紹介受けました赤城村の農業委員会長、狩野・司でございま す。どうかよろしくお願いいたします。
- 議長(木暮治一君) 続きまして、北橘村農業委員会会長であります今井委員さん にお願いいたします。
- 委員(今井兼寛君) 北橘農業委員会の今井兼寛です。よろしくお願いいたします。
- **議長(木暮治一君)** ありがとうございました。新しい委員さんの皆さんにはよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは次に、報告第31号 新市の特別職の報酬等についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第31号 新市の特別職の報酬等について

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。報告第31号 新市の特別職の報酬等について、別紙のとおり報告するものであります。

まず、別紙を説明する前に特別職の報酬について経過を若干説明させていただきます。特別職の報酬につきましては、特別職報酬等審議会を設置し、検討することといたしまして、既にご承知のとおりこの6月29日に開催されました合併協議会におきまして同審議会の設置要綱の制定を決定していただきました。これによって設置いたしました同審議会の会議をこの8月1日に開催をいたしました。この会議では、役員の選任と会長から諮問をいただきました特別職の報酬について審議をしていただき、同日付をもちまして答申をしていただいたところであります。これから説明いたしますものは、この答申に基づきまして決定したものであります。

それでは、5ページをお願いいたします。これは、ただいま説明いたしました 審議会の答申に基づきまして整理をいたしました新市特別職の報酬等の一覧表で あります。大きくは三つに分けて整理をいたしております。一つは、最初の表で ありますが、1の常勤特別職であります。二つ目は、次の表でありまして、在任特例期間中の議員の報酬等であります。三つ目は、非常勤特別職、これは消防団員を除くわけでありますが、の報酬であります。これについては、(1)の行政委員会の委員の報酬、(2)の附属機関の委員の報酬、(3)のただいまの附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬とに分けて整理をしたものであります。

それでは、各表の内容でありますが、まず1の常勤特別職であります。市長等でありまして、それぞれ月額給料額は表のとおりであります。これは、渋川市の現行の月額と同様であります。このように決定をいたしました理由等については、7ページ以降の資料で後ほど説明を申し上げたいと思います。

次に、2の在任特例期間中の議員の報酬でありますが、議長及び副議長の月額報酬額は渋川市の現行報酬額と同額でありまして、記載のとおりといたします。表の最下段でありますが、議員に係ります常任委員長等の月額報酬額でありますが、これにつきましては後ほど説明いたします理由により記載のとおり現行のそれぞれの市町村の報酬額とするとしたものであります。一般の議員につきましては、在任特例期間とあわせまして平成16年11月29日の協議会において既に現行のそれぞれの市町村の報酬額とすると決定をしていただいているところであります。

3の非常勤特別職の報酬につきましては、報酬額及び決定理由については、先ほど申し上げましたように、それぞれ7ページ以降の資料で説明をしたいと思います。

それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の常勤特別職の給料でありますが、本文1行目の記載のとおり、新市の市長以下四役の給料は次に整理をいたしました理由によりまして現渋川市の報酬額とすることにいたします。

理由は以下記載のとおりでありますが、この理由も含めまして次の11ページをお願いしたいと思います。この資料で説明をしたいと思います。まず、中段にあります(2)の表をごらんいただきたいと思います。この資料で県内11市における位置づけを見てみますと、表の右から2列目の渋川市の現行の状況を前橋市ほか表の中ほどにあります太田市までのいわゆる旧5市の状況のうち市長の報酬額を例に比較をいたしますと、最高額は前橋市の112万5,000円で、最低額は太田市の101万円で、現行の渋川市は89万円でありまして、これらのいずれの市よりも渋川市の場合は低額であります。ただ、沼田から渋川市までのいわゆる新6市の中では、表の中ほどにあります館林の97万5,000円に次いで高額でありまして、最低額の沼田市は85万2,000円となっています。そして、市の人口規模等から見ますと合併後の人口は館林市、それから桐生市の中間くらいになることから、給料額も両市の中間ぐらいがいいのではないかという考え方もとる

ことが可能でありますが、最下段にあります(3)の表に整理した県外の同規模の人口の市、この表では中ほどにあります北上市の場合、87万7,000円のように現行の渋川市の給料額よりも下回っている例もありますことから、新市の財政状況などを勘案いたしまして、最上段になりますが、(1)の表でありますが、一番右側のとおり新市における市長以下四役の給料額は現行渋川市の給料額と同額とすることにいたしました。

それから次に、13ページをお願いしたいと思います。2の在任特例期間中の議員報酬でありますが、議員報酬区分は記載のとおり議長、副議長、委員長及び議員といたしまして、報酬額は特別職報酬審議会の第三者機関での協議を踏まえまして、新市の条例に基づき決定することが新市議会運営調整会議で確認されているところであります。そのため次によりまして議長、副議長及び委員長の報酬額について審議をお願いしたものであります。

以下の説明をする前に、審議の参考といたして検討していただきました若干の 経過を説明をいたしました。これにつきましては、まず在任特例期間は合併が行 われます18年2月20日から19年2月19日までの1カ年間であります。

次に、新市議会運営調整会議で確認されたというお話を申し上げましたが、これは新市議会の議会運営に必要となる会議規則、会派などにかかわりますさまざまな事項について検討するため、ご承知のとおり合併協議会の小委員会として設置した組織であります。

それから、後ほど説明いたしますように、本日これから説明いたしますものは議長、副議長、委員長の報酬についてでありまして、これも先ほど申し上げましたが、一般の議員につきましては既に在任特例期間の決定とあわせて決定されているところであります。

それでは、ページに整理してありますまず(1)の新市の在任期間中における 議長及び副議長の報酬でありますが、新市の在任特例期間中における議長及び副 議長の報酬は現渋川市の報酬と同額とするものであります。

理由でありますが、以下記載のとおりでありまして、これにつきましては15ページになりますので、15ページをごらんいただきたいと思います。15ページの資料で説明をいたしたいと思います。まず、(2)の県内11市の議会議員等の報酬額の表をごらんいただきたいと思います。表の右から2列目の渋川市の報酬額のうち議長及び副議長の報酬額を見てみますと、それぞれ43万5,000円と39万円となっておりまして、渋川市よりもやや左の富岡市と同額となっております。表の中ほどにあります沼田市から渋川市までのいわゆる新6市の中では、館林市の51万円と藤岡市の46万5,000円に次いで渋川市は3番目に位置しておりますが、先ほどの三役等と同様に、人口規模から見ますと館林の報酬額51万円と同程度にしたらという考え方も可能でありますが、先ほど申し上げましたとおり財

政状況等を勘案いたしまして、新市における議長及び副議長の報酬額は現行の渋 川市の報酬額とすることとしたわけであります。

それでは、13ページにお戻りいただきたいと思います。次に、中ほどにあります(2)の新市の在任特例期間中における委員長の報酬額でありますが、新市の在任特例期間中における委員長の報酬額は現行のとおりとするとするものであります。この決定につきましては、先ほど申し上げましたように、新市議会の議会運営調整会議で決定された方針に基づきまして審議をお願いしたものであります。

理由でありますが、これも先ほど申し上げましたとおり、一般の議員につきましては現行のとおりとすることで決定されておりまして、委員長の報酬もこの取り扱いを同様にするためであります。

このことをもう少し詳しく説明いたしたいと思いますが、お手数ですが、15ページをお願いしたいと思います。まず、上段にあります(1)の6市町村の議会議員等の報酬額の表でありますが、職名の欄の上から3行目の委員長の報酬額を見ていただきますと、渋川市は36万5,000円、他の町村では小野上村の14万3,000円が最も低く、北橘村の23万6,000円が最も高い状況になりますが、それでも渋川市の報酬額とかなり差があることがわかります。そして、最下段にあります既に決定をしております一般の議員の報酬額も渋川市とかなり差があることにつきましては同様の状況にあることがわかります。一般の議員につきましては、在任特例による在任であること、そして財政などの影響を考慮いたしまして、先ほど申し上げましたとおり協議会において現行のとおりとするということで決定しているところであります。したがいまして、この取り扱いと同様にするということでありますから、例えばこれまでの伊香保町の議員が委員長になった場合には18万2,000円を、またこれまでの小野上村の議員が委員長になった場合には14万3,000円の報酬額をそれぞれ受けることになります。他の場合も同様であります。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。3の非常勤特別職の報酬であります。消防団員は、先ほど申し上げましたとおりここからは除いてありますが、本文冒頭の2行にありますように、まず財政基盤の強化ということを念頭に県内他の10市の状況を踏まえまして現行渋川市の報酬額といたしました。次に、3行目からになりますが、会議開催時のみ職務を遂行するという職種につきましては日額報酬といたしまして、不定期ではありますが、年間を通じて職務を遂行していただく職種につきましては年額ないし月額報酬として調整することにいたしました。これらを踏まえまして、以下の文章にありますように、行政委員会の委員、附属機関の委員及び附属機関以外の委員の三つに区分をして整理いたしました。なお、先ほども申し上げましたが、消防団員の報酬につきましては今

後改めて審議をしていただくことにしております。

この17ページから19ページにわたりまして、(1)の行政委員会の委員の報酬について以下それぞれ報酬額の案及び理由等を整理しておりますが、別紙一覧表で先ほどと同様に理由等も含めて説明をしたいと思います。まず、(1)の表でありますが、これは現6市町村の行政委員の報酬額を整理したものであります。まず、教育委員会の関係では新市における委員長及び委員の報酬は年額といたしまして現行渋川市の報酬額といたしました。年額といたしました理由は、(2)の表をごらんいただきたいと思いますが、先ほど申し上げました基準でこの表にあります11市で年額となっております状況を見ますと、渋川市のほか表の中ほどにあります太田市、沼田市、富岡市の4市でありますが、最上段にあります(1)の表のとおり現在の当6市町村ではすべて年額としているという理由に基づくものであります。

次に、報酬額の関係では、(2)の表にありますように、11市の中では安中市が最も低く、月額4万3,500円となっておりますが、年額に換算いたしますと、これは記載してありませんが、52万2,000円であります。次いで富岡市、それから渋川市と下位から3番目であります。人口規模が先ほど同様に館林市と比較いたしますと、これも館林市の場合は月額でありますが、年額換算いたしますと94万8,000円となりまして、渋川市を比較いたしてみますと館林市の77%の額でありますが、財政負担等を考慮いたしまして現行渋川市の報酬額といたしたわけであります。

それから、(1)の表にありますように伊香保町、小野上村、子持村では委員 長代理を設けておりまして、委員とは別の報酬額としておりますが、新市ではこれまでの渋川市の場合と同様に委員と同額とすることにいたしました。

次に、監査委員でありますが、これにつきましては年額報酬とし、その額は現 渋川市の報酬額とすることにいたしました。年額といたしましたのは、(2)の 表のとおり11市においては表の中ほどの太田市、沼田市、富岡市、渋川市の4 市でありますが、やはり最上段にあります(1)の表、これまでの6市町村では すべて年額としている、そういう理由からであります。

次に、現渋川市の報酬額とした理由でありますが、(2)の表の職名の欄の4及び5にありますように、いずれの監査委員も11市では最下位でありまして、また人口規模の先ほどと同様に同程度の館林市の報酬額、これを見てみますと識見を有する者たる監査委員を年額換算いたしますと144万円となるわけでありますが、これに比較をいたしまして渋川市の場合約50%であります。これも財政負担を考慮いたしまして現行の渋川市の報酬額としたものであります。

次に、選挙管理委員会の関係でありますが、年額報酬とし、委員長は最上段の

(1)の表の一番右側の欄にありますように24万円、委員は18万円とすることにいたしました。現行の渋川市は、表をごらんいただきますと日額6,800円としておりますが、(1)の表のとおり現在のこの地域の他の5町村では年額としておりまして、また(2)の11市の状況でも渋川市以外は日額ではありませんので、月額または年額となっております。これらのことを総合的に勘案をいたしまして、年額とすることにいたしました。

次に、報酬額でありますが、先ほど申し上げました額にした理由でありますが、まず委員の報酬額を検討いたしました。渋川市における過去5年間の日額による年間支給額を見てみますと、これは資料にありませんが、過去5年間の日額報酬として払った年額換算額を見ますと13万9,400円から24万3,100円となっておりまして、平均では18万円ということになっております。このことからこれら過去の平均額を根拠にいたしまして、先ほど申し上げましたように18万円とすることにいたしました。

次に、委員長の報酬額でありますが、現渋川市では委員と委員長とは差を設けておりませんが、(1)及び(2)の表にありますように、現在の5町村及び県内他市ではいずれも委員長の報酬額と差を設けておりますことから、これらを踏まえまして差を設けることにいたしました。

先ほど申し上げました新市の委員長の報酬額の根拠でありますが、(1)の表の5町村における委員と委員長のそれぞれの報酬額の比を求めました。その比を見てみますと、その比の平均が1.38というような状況にありました。そのためこれをもとに先ほど申し上げました報酬額18万円にこの1.38を乗じて求めました24万8,000円を委員長の報酬額といたしました。

次に、公平委員会の関係につきましては、報酬は日額報酬とし、その額は現渋川市の報酬額6,800円とすることにいたしました。日額報酬といたしましたのは、(1)の表のとおり6市町村ではいずれも現在日額報酬としておりまして、(2)の11市の状況でも高崎市が月額報酬で、沼田、藤岡、安中各市の報酬が年額報酬となっておりますが、他の6市がいずれも日額報酬としている、こういった理由から新しい渋川市では日額報酬とすることにいたしました。報酬額については、先ほど来申し上げておりますが、財政負担等を考慮したものであります。

それから、固定資産評価委員会の関係については、報酬は日額報酬とし、報酬額は現行渋川市の報酬額とすることにいたしました。日額報酬とした理由は、公平委員会とほぼ同様の理由であります。特に(2)の表にありますように、県内11市の状況を見ても沼田市以外はすべて日額報酬としているといったことからであります。報酬額6,800円といたしましたのは、財政負担などを考慮したことによるものであります。また、委員長と委員の報酬額は、(1)の表でごらんいただけるように、6市町村の状況や11市の状況を考慮いたしまして新市におい

ては同額とすることにいたしました。

それでは、23ページをお願いしたいと思います。(2)、 附属機関の委員の報酬でありますが、以下の 及び に記載のとおり現況及び調整の理由等について整理をしたものでありますが、次の25ページをお願いいたしたいと思います。 先ほど説明したのと同様にこちらの資料で説明をしたいと思います。まず、(1)の6市町村の附属機関の委員の日額報酬の表をごらんいただきたいと思います。この表の下段になりますが、現渋川市の6,100円から伊香保町の9,500円とそれぞれ差が見られます。また、(2)の11市の附属機関の委員の日額報酬の表では、安中市の6,000円から9,100円とそれぞれ差が見られるところであります。 さらに、(3)の同規模人口の団体の附属機関の委員の日額報酬では、4,400円から7,300円とそれぞれ差が見られるところであります。これらのことを勘案するとともに、財政基盤の強化といったことを念頭に現在の渋川市の報酬額6,100円を新渋川市の報酬額とすることにいたしました。

6 市町村の附属機関の状況でありますが、(4)及び最下段の表に整理をいた しましたとおりであります。

なお、ただいま(1)にあります5町村の日額報酬は既に説明をいたしました行政委員のうち日額報酬としているものと同額といたしておりまして、11市においても前橋、桐生、伊勢崎、館林の各市もそれぞれ行政委員と同額としておりますが、現行渋川市の場合は、行政委員の日額報酬は先ほど見ましたとおり6,800円と附属機関委員の6,100円に比較いたしましてやや高くしております。これは、行政委員会と附属機関の位置づけ、それから委員の選任方法等の違い等を勘案して新市においては格差を設けることにいたしました。

次に、上から2番目の(2)の11市の状況を見てみますと、この表では会長と委員の職責等の違いを考慮いたしまして報酬額に差を設けている市がありますが、最上段の現6市町村の状況ではこの表にありますように現行ではいずれも差を設けておりませんことから、これらを総合的に勘案いたしまして新渋川市においても差を設けないことといたしました。

27ページをお願いいたします。(3)の附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬でありますが、次の29ページをごらんいただきたいと思います。(1)の表は、附属機関の委員以外の非常勤特別職の報酬額を整理したものでありますが、表の左側になりますが、1の選挙長から8の選挙立会人については、6市町村の状況や(2)にあります11市の状況を勘案いたしまして、現行渋川市の報酬額とすることにいたしました。また、表の番号9の区長制度等に係る総代から11の区長代理につきましては、自治会制度等を合併後調整すると決定されておりますことから、該当する地区の役職者については、表の一番右側になりますが、現行のとおりとすることにしております。

なお、表の最下段にありますただいまの1の選挙長から11の区長代理以外の 非常勤の特別職につきましては、予算の範囲内において市長が定める額とするこ とにいたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- **議長(木暮治一君)** 事務局の説明が終わりましたが、報告第31号につきまして ご質問等ございましたらお願いいたします。
- **委員(大澤歳男君)** 伊香保町の大澤歳男と申します。渋川地区市町村合併審議会の特別報酬審議会の膨大な審議をなされた各市町村長さんの推薦いたしました 12人のこれだけご努力なされた名簿が載っていないんですけれども、これだけ の膨大な資料を提出していただいた方々のお名前をぜひ載せていただきたかった なというふうに感じてございます。

それと、先ほどから事務局長から説明の中で財政基盤どうのこうの云々といろ いろございましたが、こういう審議会の全般的な意見といたしまして役職という よりやはり日額だとか出勤だとか、つまり役職で金額を決めるものと日額で金額 を決めるというふうなことに非常に難しさがあろうかと思いますが、財政的なこ とを考えた場合にやはり基本的には日額幾らというような方向の決めることが欠 席、出席、それから年間、また事業量だとかいろいろによって差が出てくるもん でございますので、この一つ一つについては各委員の皆さんがいろいろご意見が あろうかと思いますが、私は一つ一つのことでなく、全般的なこういう報酬審議 会の基本的な考え方といたしましては、やはり出席日数、出席した、審議なされ た、そのことで報酬を差し上げると、こういうふうなことを決めることが恐らく 基本でなされているんだろうと思いますが、何かちゃらんぽらん的なとこがござ いまして、そのことについてはこうだとか、このことについてはこうだというよ うな個々については一つ一つしますと、大変こういう大きな会場でございますの で、差し控えたいと思いますが、基本的には賛成でございます。しかしながら、 今後やはりこういう審議会的なことを決める場合におきましては、特に議員さん の報酬につきましては、この合併協議会におきましても会議も委員長、副委員長 さんを設けて委員会も設け、膨大な資料といろいろ審議なされた経緯もある中で、 今回選ばれた12人の方々はこのいろいろな各分野における報酬の精通されて、 すべてに精通されているというわけではございませんけれども、せめてこれだけ の審議がなされた各市町村の出されたお名前だけでも出していただければありが たかったかなというようなことで、全体的なことにつきましての質問させていた だきたいと思います。そのことについて、どうしてこの審議会の12人のメンバ ーを載せなかったかということについてご質問させていただきます。

事務局長(吉原康之君) 大澤委員の質問でありますが、概して日額報酬にしたらどうかという、こういうお話でありました。これは、大澤委員のお考えの背景に

はやっぱり実働に合った報酬を払ったらどうかという、こういうことではないかというような、そういう解釈をしてお答え申し上げますと、先ほどの説明の中で申し上げましたように、日額、それから月額、それから年額の報酬の理由をそれぞれ説明をさせていただきました。職務によって日額で対応した職務の方がいいだろうという、そういうものについては日額とさせていただきました。これは、大澤委員が言われるように、それぞれ職務を遂行していただくわけでありますけれども、基本的には会議の開催等が少ない委員さんの場合については日額というようなことで整理をさせていただきました。それから、これも先ほど説明をいたしましたように、月額ないしは年額というようなことで整理をさせていただいた委員につきましては、先ほども申し上げましたとおり、頻繁に会議が行われたり、むしろ月額ないし年額の方が適当だろうということでそういった整理をさせていただきました。

ただ、機械的にその基準に当てはめて整理をしたということではありませんので、これもそれぞれの委員の報酬でややくどくなったかなと思うぐらい説明させていただいたように、それぞれ現6市町村の状況、それから11市の状況、あるいは全国の同じ規模の市の状況、こういったものを勘案いたしまして、月額なり年額あるいは日額の報酬額は決めさせていただいたという説明をいたしましたが、実際的にはそのようなことで今回は整理をさせていただきました。ですから、冒頭で申し上げましたように、大澤委員が言われるように実働と報酬額が合うような支払いがいいんではないかというような、そういう趣旨はある程度今回の整理はそういったことを踏まえた整理になっているのではないかというふうに考えております。

それから、もう一つはこれは実際の例で申し上げますと、先ほど選挙管理委員会の関係で渋川市が特殊な報酬の支払い方として日額報酬としておりました。これも先ほどの説明でご説明申し上げましたように、現在の6市町村の中では渋川市だけが日額報酬、11市でも日額というふうな支払い方は非常に珍しいというお話をいたしましたが、これを実際渋川市が日額で払った額と、それから年額ないし月額で同じような状況の規模の市を比較いたしますとそれほど違いが見られなかったという、こういう状況があります。ですから、それらを勘案しても基本的には大澤委員が言われる実働と報酬額というのは今回の整理では見合っている調整結果になっているだろうと、こういうように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員(大澤歳男君) ありがとうございました。一番先に冒頭申し上げました委員 のこれだけのご努力なされた各市町村の12名の名簿をぜひ載せていただきたか ったというふうな希望でございますが、その載せられなかった理由があったら教 えていただきたい、こういうことです。

- 事務局長(吉原康之君) 特に理由はございませんで、今用意していますので、後ほど配付をさせていただくということでご理解いただきたいと思いますので、よるしくお願いいたします。
- 委員(宮下 宏君) 説明をいただいたわけでありますが、私は新市の調整会議の各地区からの議員3名ずつの中でやっております。調整会議の会長やっています宮下です。去る7月の1日に会議ありまして、、調整項目50でありますが、12ページ、13ページの中身でありますが、議員報酬の区分は議長、副議長、委員長及び議員の4区分とする、これはこのようでよろしいという話もしたわけであります。先ほど説明いただきました委員長は各地区の現行のとおり、そのように決められたわけであります。私たちの会議の中では議長、副議長の問題相当論議されたわけで、そのものについて事務局方からは意見として参考にすると、そ時間をかけまして意見等をすべての皆さんから出していただいたわけでありますが、相当時をかけまして意見等をすべての皆さんから出していただいたわけであります。一切をゆだねるような方向にも決めていなかったし、この辺ちょっとその辺の意見として、先ほども説明あったわけでありますが、私たちの調整会議の中の意見として、先ほども説明あったわけでありますが、私たちの調整会議の中の意見としてはどのような協議をされたのか、お尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願います。
- 事務局長(吉原康之君) 実は先ほども申し上げさせていただきましたが、繰り返して申し上げますと、新市議会、ただいまお話ありました議会運営調整会議の結果を踏まえて報酬審に報酬を諮問いたしまして答申していただいたわけであります。その内容でありますが、これは調整会議の結果をそのまんま踏まえまして整理をさせていただきました。その内容については、議員報酬区分は議長、副議長、委員長及び議員とし、報酬額は特別職報酬審議会等の第三者機関で協議結果を踏まえて新市の条例に基づいて決定することが、先ほどと繰り返しになりますけれども、新市議会運営調整会議で確認をされたと、こういうふうな説明をいたしましたが、事務局の整理といたしましてはこれを踏まえまして整理をさせていただきました。

それで、ちょっと審議会の経過を申し上げますと、審議会では今回整理をされていますように、現行どおりとするという案と、もう一つは渋川市の現行の委員長の報酬額に合わせるという、こういう二つの案を報酬審議会に諮らせていただきました。報酬審議会の検討、議論の結果でありますけれども、今回説明させていただいているように、委員長の報酬につきましては現行のとおりとすると、こういうように決定をしていただきましたので、繰り返しになりますけれども、新市議会運営等調整会議の方針を前提に諮問しているということでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員(宮下 宏君) 当時の会議のなかでは、いま言われるふたとおりの話もでた

訳でありますが、議長、副議長は渋川市の現行どおり。委員長についてはどうだろう、この中で。表を見ていただいてもわかりますように、小野上さんとは20万からの差が出てくるわけです。そういうものも協議されたわけであります。少なからずそういう協議がされた中で新市の議長、副議長が現渋川市の報酬になるのならば、委員長までは多分皆さんが考えてくれるだろう感覚、最後の詰めまでは当時いろんな意見あったんで、なかなかその辺がはっきりしなかったわけでありますが、多分委員長まではお願いができるだろう、そういう方向づけで会議を閉めたわけでありますが、その辺については差額ですか、そういうものについての検討はどのような見方というんですか、協議されたのかお尋ねをしたいと思います。

- 事務局長(吉原康之君) 基本的には、先ほど申し上げましたように、新市議会運営調整会議の方針に基づきまして諮問させていただいたわけでありまして、審議の経過につきましては若干先ほど触れさせていただきましたけれども、二つの案を実として出させていただきまして、それで報酬審議会の方ではその二つの案をもとにさまざまな議論をしたわけであります。これも議論の内容ちょっと触れてみますと、一つは先ほども説明の中で申し上げました在任特例期間中の議員の報酬は現行のとおりとするという、こういう話も説明をさせていただきました。それらを委員の皆さんは先ほど申し上げました調整会議等の方針を踏まえまして総合的に勘案して今回の答申をいただいた、こういうように理解しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- **委員(小池春雄君)** 伊香保町の小池です。先ほど新市議会運営委員会の調整会議 の会長であります宮下議長の方から話がありましたように、吉原事務局長が回答 をしているんですけれども、13ページにありますように2の在任特例期間中の 議員の報酬についてというのがあります。最後に新市市議会運営等調整会議で確 認をされているということを前提にして局長はお答えをしておりますけれども、 私もこの調整会議のメンバーといたしましてこのような確認はされていないんで す。だから、されていないもんですから、きのうからこの問題が大変各自治体の 議長さんの間からも出ています。当然伊香保町でも出ました。というのは、7月 1日の調整会議のときにも議長、副議長、常任委員長及び議員の4区分とすると いうのはあるんですけども、このときだってどこに議長の報酬を合わせるという ことすら提案されていないんです。ここに議案がありますけど、ここには値段な んか何にも入っていないです。入っていないです、調整会議のときには。それが 何でいつの間にか議長、副議長が渋川に合わされて、常任委員長が今までの町村 にされちゃうのか、そのことが問題だということでこのことは結論が出なかった んです。出ていないんです。結論の出ていないものをあたかもここでは新市議会 運営委員会の会議で確認をされているというような偽ったものが出ているから、

おかしいんです。このことは、ほかの議長さんに確認してもらってもそれはそうなんです。だから、先ほど宮下議長も言われましたけども、こういうことなんです。ここが根本が誤っていますから、話が違うんです。当然認められるものじゃありません。

- 事務局長(吉原康之君) 先ほどの説明でも申し上げさせていただいたとおり、今お話にありました議長、副議長、委員長及び議員の4区分とし、これについてまず一つ確認されているということと、お話にもありましたように報酬額については調整会議では私の方の説明でも決定された、あるいは方針が決まったという、こういうお話は全くしておりませんので、繰り返しになりますけれども、調整会議では議員の報酬は区分として議長、副議長、委員長及び議員の4区分とし、報酬額は特別職報酬審議会等の第三者機関で協議結果を踏まえて新市の条例に基づき決定されると、こういう方針を決めていただいたという、こういう話を申し上げたわけでありまして、そのことに基づいて特別職の報酬審に諮らせていただいた結果がきょうご説明させていただいた結果だということでありますので、よろしくお願いいたします。
- **委員(小池春雄君)** 局長、今それが新市議会の運営等調整会議で確認をされたと、されたと言っているんです。私たちは、確認はしていないんだと言っているんです。あなたたちは、それはされたものとして進めているんです。この確認がされていないんです。だから、このことは先ほど宮下議長も言ったでしょう。みんなそうです。されていないんです。にもかかわらずあなたがされたと言うから、おかしな話なんです。されていないんですから。
- 事務局長(吉原康之君) この部分につきましては、会長名で協議会の会長あてにただいま申し上げましたような整理の文書をいただいた上で基本的には報酬審に諮らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
- **委員(中澤広行君)** 伊香保町の中澤です。今ちょっと話が前後しているかと思うんですが、解釈の問題だとは思うんですが、現在決められているのが在任特例期間中というような出され方をしていますが、先ほど宮下議長も言われたように、議員の報酬及び期末手当についてということで、在任特例期間中は議員の報酬額しか決まっていないんです。4区分に分けて報酬審に分けるというのは、特例後の新市議会の4区分については報酬審で恐らく決められるだろう、これは当然のことでありますが、合併特例期間中の報酬に関しては議員の報酬額しかまだ決まっていないんです。残りの部分の1年間については、今後調整の後という部分になっているのが我々の解釈です。これは、特例期間後はもちろん決まっていると思いますが、こういう解釈ですが、いかがでしょうか。
- 事務局長(吉原康之君) 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、調整会議の方から在任特例期間中の議員の報酬についてということで、議

- 員の報酬の区分の話と、それから報酬額については特別職報酬審議会等の第三者機関の協議結果を踏まえてという、こういう内容の文書いただいておりますので、 その辺はそういうことでご理解いただきたいと思います。
- **委員(中澤広行君)** 局長、ちょっと申し上げますが、新市議会調整会議においては表題は在任特例期間中とは、議員報酬及び期末手当についてで、まず本市の4区分を考えて、それはもちろん一般選挙後に当てはまるものだと我々も思っていますし、もちろん特例期間中も4区分に関しては合っていますが、特例期間後に報酬審で話し合われるのは当然でありますから、ただし特例期間中はと言って、議員の報酬に限って特例期間中のことを述べているだけでありまして、全体の特例期間中のことを述べているわけではないと思いますが、議事録はそのようになっていますか。
- 事務局長(吉原康之君) 私どもの方では議事録を確認したわけではありませんけれども、基本的には先ほど申し上げましたように新市議会運営等調整会議の先ほど申し上げました内容の文書をもとに、会議録は確認しておりませんけれども、報酬審に諮問したと、こういうことでありますので。
- **委員(中澤広行君)** 確認された資料が議事録かどうかわかりませんが、調整会議の項目、調整項目の表題にも在任特例期間中とはうたっていません。議員の報酬だけは決まっているというただし書きはありますが、この4区分にしても在任特例期間中だということはうたっていないんで、そこは解釈が違うと思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局長(吉原康之君) 基本的には調整会議の文書を基本にして諮問させていただきましたけれども、現在調整会議の方から出された文書を確認をしてご答弁申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長(木暮治一君) 今議員さんの報酬等についてのご質疑が調整会議に出られている議員さんからいろいろ出されておりますけれども、明らかな姿勢がなかなか我々としてはわからないわけであります。しかしながら、議員さんの特例期間中の報酬についてがまず第1の懸案であります。その後の在任期間過ぎた段階の報酬は、その間に新しくなってからの間において当然議論されるべきでありまして、今回はそのような受けとめ方の中で在任特例期間中の報酬等についての議題というふうな形で当局としても出されていると思います。その点は間違いのないようにお考えいただきたいと思っております。
- **委員(塩野光弘君)** 伊香保の塩野でございます。会長、解釈全然違います。この 調整項目50というのは、これはいわば総体、これはいろいろ問題になったんで すけれども、要するに新市、新しくというか、一般選挙になる、その部分を含ん でいるんです。単に在任特例中のことだけ言っているんじゃないんです。それで いろんな論議が運営会議の中では出ているんです。前段は一般的な一般選挙にな

っていく、30人になっていく場合の部分のことを言っているんです。それだけでは要するに在任特例時の報酬の問題が解決しないので、ただしということ。全然解釈違います。そうではない。したがって、そこのところがある意味ではまだ不十分なんです、本来。もっと検討をしていかなければいけない部分というのがあるんです。したがって、運営会議の決定というふうに言っていますけれども、実はまだまだ不十分があって決定じゃないんです。まだ未決の状態なんです、これは正直言えば。それをあたかも決定して、その結果をもって第三者機関にかけたということ自体に実は問題がある。そうじゃないですか。だから、事務局に言いたいのはそういうことなんです。その持っていきようがおかしい。議事録確認するなら議事録確認してください。決してそういうふうなことにはなっていないというふうに思います。もう一度ご答弁願います。

- 事務局長(吉原康之君) 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたようなことで、調整会議でこれまで調整会議の項目としては報酬に限らずさままな調整を行っていただいているわけでありまして、それぞれ、それぞれの項目について調整会議でご決定をいただいているというふうに我々の方は認識しておりまして、そのうちの一つの調整項目として先ほど申し上げました議員の報酬等についてご議論いただき、これも先ほど申し上げましたが、議員報酬の区分にいてはお話にもありました4区分とし、それから報酬額は第三者機関に諮るんだという、こういう内容の文書をいただきましたから、我々の方はそれをもとに特別職報酬審議会に諮問し、ご議論いただいて答申をしていただいたと、こういうことでありますので、事務局が決定したということではありませんので、先ほども申し上げましたが、いずれにしても二つの案をそれぞれ説明させていただいて、報酬審でご議論した結果をきょうご報告させていただいておりますので、そういったご理解をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- **委員(塩野光弘君)** そういう答えであるならば、第三者機関での協議結果を踏まえということの意味わかりますよね。先ほど出たように一切をゆだねたわけじゃないんです。したがって、協議結果を踏まえ、そしてさらに新市の条例に基づき決定するというふうになっているわけですから、その間のスタンスというのが完全に抜けちゃっているんじゃないですか。それこそ協議結果を踏まえてこういうことになったけれど、どうでしょうかというぐらいのもののバックは当然あってもいいんじゃないですか。それをそのまんまストレートにきょうの中で、しかも協議事項じゃなくて報告事項として出してくるというのは余りにも拙速であり、問題があるんじゃないですか。撤回求めたいです。
- 事務局長(吉原康之君) 特別職の報酬審を設けて合併協議の中で整理をしていくという、こういう話につきましては先ほども報酬審の経過と結果を含めて説明さ

せていただいた中で説明をさせていただいたように、よく言われる特別職の報酬につきましては、これは住民の方の目が非常に厳しいわけであります。合併協議の中で特別職の報酬審を設けてというのもある意味ではお話がありますように非公式な組織であります、ある面では。今までご承知のように特別職の報酬審等については正式に条例等で設置をいたしまして議論していただくような、そうら組織でありますから、ただそうはいってもいずれにしても2月20日以降合併が成るわけでありまして、それまでに特別職の方の報酬も、先ほど申し上げまたかなり膨大になるわけでありますけれども、整理をしていくという、こういうますがあります。ですから、そういうことも踏まえて住民の方のそういった住民感情といいますか、そういうものも踏まえてこれも協議会で決定していただいた、そういう意味で非公式でありますけれども、特別職の報酬審を設置させていただいたと、こういう意味でも第三者機関に諮って調整を行うんだという、こういう方針を出していただきましたから、我々の方はいずれにしてもそれを前提にして報酬審に諮ったと、こういうことでありますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

委員(南雲鋭一君) 北橘村の南雲です。多くの委員さんいるところで議員に関するところでの発言ばっかりして大変恐縮するところでございますけれども、事務局の回答について大変疑義があると申しますか、今までの経過というところを含めて解釈等を含めながら一言申し述べさせていただきたいと思います。

まず、議員の報酬については議会の議員の定数等に関する小委員会ということで、これは協議会の第3回の協議会に報告していると思います。その中では議員報酬についてはということで、旧市町村それぞれの報酬額とするというふうなことで、その後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において別に定めるということで、まず議員報酬ということがここに出てきたわけですけど、これの考え方ですけど、1年間の議員というのは来年の2月の19日で、議員という立場は残りますけれども、議長、副議長、常任委員長いうのはすべて失職するわけです。そういうような意味でこの委員会の中においてもたしか委員会が閉める最後から2番目の会議の中で新しく入ってこられました委員から報酬を旧6市町村のものに合わせるということは議長、副議長、委員長、これらについても波及するんですかという質問が出ましたときに、私たち討議をしてきた者とすればあくまでも一般議員、19日ですべてが役職おりるわけですから、その人たちについては旧6市町村の議員報酬でいきます、こういうふうに流れているはずだと思います。それが基本的なものの考えではないかなと思います。

そして、もう一つは先ほどの調整会議の中身でございますけれども、文書を読み上げます。議員報酬の区分は議長、副議長、委員長及び議員の4区分とする(報

酬額は特別報酬審議会等の第三者機関での協議結果を踏まえ、新市の条例に基づ き決定される)、ただし在任特例期間中の議員の報酬額は現行のとおりとすると いうことで、あえてただし書きで書いておりますのは、報酬審議会の皆さんが、 19日で議長、副議長、委員長は失職するわけでございますから、そのままの議 員は議会としてもそういうふうに決めたんですよということでただし書きをして 報告している。そして、期末手当云々ということになっているわけでございます んで、そういうふうにあれはしているんだと、こういうことで、この報酬審議会 にかけましたのは6市町村のそれぞれの議員の報酬がそれでいいかどうかも含め ながら新しい市議会の議長、副議長、委員長の報酬について審議するものと私は 解釈しておりました。そのときに議員はもういいんだよ、6市町村の議員はそれ でいいんだよというふうにここでただし書きで書いて確認をしていると、こうい うふうに考えております。よって、報酬審議会においては委員長以上の具体的な 数字等について協議するものというふうに考えておりました。そういうような意 味で先ほど報告の中では二つの案を事務局が出したというときの二つの案という のがそもそもこの問題の発端ではないだろうか。現実にはこの資料の中では他の 市においては委員長に報酬がついていない市もありますけれども、基本的には渋 川市にもついていますし、それぞれ委員長職に報酬をつけると、こういうことは 大筋で確認されているわけですから、これについてはやはり新市の仕事をするん だ、議員というのは6階級に分けるけれども、討議の中ではいろいろな条件、 300票の当選議員もいれば1,500票の当選議員もいると、こういう中で選出さ れた中身等も違うんだから、報酬の違いもしようがないだろうと、そこは我慢し ようじゃないかということで、会議に出られた方はそういう発言等も確認されて いると思います。そういうような意味から私は報酬審議会にかけたということに ついては事実として受けとめているわけでございますけれども、あくまでも4区 分にしたうちの議長、副議長、委員長というのはそれぞれ報酬審議会の中でそれ らしきものが出てきてほしかったなというふうに思います。

また、具体的に申せば、小野上さんから出ました人が委員長になった場合は小野上さんの委員長の金額、そしてそこには旧渋川市会議員さんもおるわけですから、委員長が自分の所属している委員会に自分よりも報酬の多い一議員がいて、そこで委員長職務を遂行するということは果たして正常だろうかというとこを考えるならば、やはり議長、副議長、そして委員長まで渋川の数字に合わせるというところに企画しても私はよかったんじゃないかなというふうに思います。そういうような意味でこの件についてはそういうことで提案されたものについては納得いかんということでまず表明したいと思います。

それと、もう一つは、そのほかの委員の中で日額で先ほど表示されていました、 21ページになると思うんですけれども、公平委員と、それから固定資産評価委 員、これは大筋ではそれぞれが渋川と他の10市とを比べた中での標準でどうあるかという物の見方と、そして各関係する6市町村の報酬はどういう位置にあるかという見方をされていると思います。公平委員、それから固定資産評価委員からその下を除いて上の方は全部少なくとも渋川市という立場の中で各町村の報酬額よりも年額にしろ月額にしろ上がっていると思うけれども、この二つと、それから次のページにありますことにつきましては他の市においても渋川市よりも比べたって何とかもっと高い数字にできるんではないだろうか。公平委員に関しては6,800円で、伊香保町あるいは小野上、ここは9,500、7,000円ということがあって、なぜここだけが6関係町村に高額があるにもかかわらず低額の渋川の数字に合わせたのか。渋川の数字を11市で見てもそれよりも多いところがたくさんあるわけですから、この辺はもう少し伊香保から北橘までの数字を見合わせながら中間の数字をとるような作業ができなかったのか、この点についても聞かせながら中間の数字をとるような作業ができなかったのか、この点については賛成ができないたい。発言と同時に、ここではその辺についての考え方をもう一度お聞かせ願いたい。

以上でございます。

- 事務局長(吉原康之君) 基本的にはそういった整理の仕方ももちろんあるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に財政状況も厳しいというような状況がいろんな整理の中では徐々に判明してきておりますし、これは事務局案ということでまず提出をさせていただきましたけれども、その背景にはそれぞれ職員の方が構成をしている分科会、それから専門部会、幹事会等、正副会長会議等も含めましてご議論をいただいて、最終的にこういった案にまとめたわけであります。その背景は、冒頭に申し上げました財政負担等を考慮して金額的にはややバランスが欠けるといいますか、6市町村の中では低い部類に属するわけでありますけれども、結果としてただいま申し上げました理由で6,800円にしたと、こういうことでありますので、よろしくお願いいたします。
- **委員(南雲鋭一君)** 財政と言われてしまいますとすべてがわかっているわけでございます。大変私にしては聞き苦しいんですけども、もう少しその辺は配慮があってしかるべきなのではないかなというふうに思います。

先ほどの委員長の問題ですけれども、そういう流れであったということについては事務局長も十分承知していたというふうに思っております。そういうようなことでこの件についての扱いなんですけれども、私はこのままでこれを承認するということはいかがなものかというふうに思っております。先ほど言いましたように、なぜ委員長のところだけ報酬審議会に二つの案を出したかと、こういうことについてもう一度ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。先ほど各委員からもいろいろ意見出されましたですけれども、確かに報酬審議会、第三者機

関に協議をゆだねるということありましたですけども、委員長までは新市の議員になってから決められる役職ですんで、現行の委員長とは意味合いが大幅に違うんだということをご理解しながら、このことについて私はもう一考していただきたいということをつけ加えさせていただきます。 以上です。

事務局長(吉原康之君) 先ほど検討の結果といいますか、組織で検討をそれぞれしてきたわけでありますから、そういった検討の結果については、先ほど申し上げましたとおり、そういった組織を経て検討したわけでありまして、なぜ二つの案を出したかというのは、そういった組織の検討結果を踏まえまして二つの案として出させていただきました。

それから、一定の流れがあってというようなお話がありました。これについては、恐らく在任特例期間を含めて議会の議員さんの在任をどうするかという、こういう議論の話の中での話だと思いますが、記憶としてはそこはいろんな説明の中で、私記憶定かでありませんけれども、そこで決定をしたような発言は恐らくしていないと思いますし、一つの参考として発言したとすれば南雲委員さんがご理解いただいているような発言もしたかもしれませんが、結果として先ほど申し上げましたように調整会議等の結果、方針を踏まえまして、委員さんの名簿配らせていただきましたけれども、特別職の報酬審を設けて、そこで議論をした結果がきょう説明させていただいている結果でありますから、そういうことでぜひご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員(南雲鋭一君) 局長の説明ちょっと私にはわかりません。調整会議のところ、 先ほど塩野委員からもありましたけれども、新しい市議会の運営についてという ことで、特例期間中のものを討議しているわけではありません。これから続くで あろう新渋川市の議会の10年先、20年先までを含めた運営について協議してい るわけですから、この文書はずっと変化がない限りそういう形で運営されるであ ろうという立場で運営についての協議を進めている、こういうことでご理解して いただいて、この文書が特例期間中のみを扱っているんではないということをご 理解願いたいと思います。先ほど会長がちょっと違ったような発言をされたと思 うんですけれども、特例期間中だけのことを審議しているんではないということ でご理解願いたい。特例期間中については、2月19日ですべて失職するわけで すから、議員だけが在任特例で1年議員としての職務は進められるけれども、議 長、副議長、それから各常任委員長はすべてが失職すると、そしてこの会議の中 では新しく生まれた新市議会の中における役職の報酬はどうするか、これを第三 者に託すということになっているわけでございますから、私とすれば正副議長が 渋川市の正副議長の報酬であるならば、委員長も当然渋川市の委員長の報酬とい うことであることがごく自然であるというふうに私は考えておりましたけれど

も、現行というふうに出ましたもんですから、正直なところ議案書いただいた段階からなぜあの会議に出られていた局長がそういう方向でまとめられたのかなということで、常日ごろは局長のすばらしさを感銘したわけですけれども、このまとめに関してだけは私はどうしても承服はできない、こういうことで、それが会長という立場で審議会に諮問されたならば、どこかで何か間違っていたんじゃないか、こんな考えするんですけど、その辺いかがでございましょうか。

- 議長(木暮治一君) 私が先ほど申し上げました議員報酬等についての答申を受け た段階でいるいる調整会議の中で、私は参加しておりませんから、わかりません けれども、その結果を踏まえて報酬等審議会に提案させていただいたわけであり ます。その場におきましても、先ほど局長の方からご説明申し上げましたように、 議長、副議長等につきましては渋川市議会の現行の報酬どおり、委員長、議員に つきましては現行どおりということであります。しかしながら、私ども正副会長 会議等におきましても、討議の中で委員長につきましては考えるべきではないか という意見も出されました。そういった結果を踏まえて改めてその一項を加えて どちらにすべきかということを報酬等審議会に提案させていただいたわけであり ます。その結果が、本日ただいま報告申し上げておりますとおり、委員長さんに つきましては現行各市町村議会の報酬のとおりということで私の方へ答申させて いただきました。その結果をご報告申し上げたところであります。調整会議の中 でどのような決定がされたということは書面で出されない限り私ども承知してお りません。しかしながら、それ以前の議会の運営等についての協議の中で、今南 雲委員さんがいろいろと細々と説明されました。そういったことを踏まえてそれ ぞれの調整会議の中で検討されたというふうに思っております。今回の報酬等の 報告事項につきましては、当面するまず第1の段階として在任特例期間中の報酬 をどうするか、それに合わせて今後は1年後の新しい選挙終わった後の議員報酬 等についてはどうするか、そういった2段構えでなければならないなというふう に思っております。当面すべき問題は、間もなく迫ってまいります在任特例期間 のまずその問題を解決すべきだというふうに考えておりますし、報酬等審議会に おきましてもその点でのご審議をお願いしたわけであります。
- 委員(平方嗣世君) 先ほどから何回か名前が出ております一番報酬の低いところの小野上の平方でございます。私も審議会の答申というものについては、これは当然尊重すべきである、従っていかなきゃならない、そういう気持ちでおります。ただ、先ほど局長の答弁の中で二つの諮問をしたということになりますれば、財政が厳しいということで経済比較をした場合には、当然現行の各市町村の委員長の報酬にするというのが出てくると思います。そういう面からいきましても、私の解釈というのは4区分にするということは当然委員長はみんな同じだという解釈でおりました。多分調整会議の議員の皆さん方も同じような考えを持っている

人が多いのではないかと思います。そういう面からいきますと、諮問の仕方から考えてみた場合に、もう一度これを再考する考えをぜひ持ってもらいたい。ぜひ委員長までは同じ報酬としてやっていただきたいと思うのが私の考えでありますし、再考をお願いするわけです。賛成はできかねません。

それと、あと1点ありますけれども、これはまた4区分の議員報酬とは別に考 えていただきたいんですが、15ページの(1)番にあります6市町村の議員等 の報酬額というのがあります。これは、昨年の11月29日の小委員会で報告され た報酬額については現行のままとするということになっているわけですけども、 私は数字的に、大変伊香保さんには申しわけないんですけども、伊香保さんの数 字が違っていると思うんです。伊香保さんについてもそれぞれ実情があると思い ます。だから、認めるならばこの数字できょうはっきりここで認めるのか、そう でなくてこれでだらだらいったときには、11月29日の経済比較、構成市町村の 住民に合併協のニュースで経済比較も伝えているわけです。その額面が違ってく るということになるといろいろ問題があるのではないかと。もう一つは、これが 通るならば、ほかの市町村も合併前に上げておいて、また最後いくというような、 要するに歯どめをかけなきゃいけないんじゃないか。ぜひ決まりというものだけ は野放しにしてはいけない。伊香保さんの今の額でもよろしいです、皆さんがい いと言うならば。そういう面についてはっきりこれは決まりを持ってガード引い ておいてもらわないと困ります。最後のことと、今言った質問と最初に言った質 問、これは別に分けて審議をお願いしたいと思います。

以上です。

事務局長(吉原康之君) まず、前段のご質問でありますけれども、4区分とするというのは役職を4区分とするというようなことでありまして、報酬額を4区分とするという、こういう話では私の解釈ではないというようなことであります。報酬額については、何度も繰り返しますけれども、調整会議の中では特別職報酬等審議会に諮ってという、こういう整理をしていただいたわけでありますから、私どもの方はそれを前提に整理をさせていただいたと。

それから、もう一つ、伊香保の議員さんの報酬額が変わっておるわけでありますが、これはその後の経過の中でご承知のように変わったわけでありまして、その辺は事務局の方でどうかというのは、これは非常に難しい話でありますから、いずれにしても関係市町村でそれぞれ、事務局で、僣越でありますけれども、申し上げるならば、ほかの財政的な問題も含めてやっぱり審議に基づいて調整を続けていくと、こういう話でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

委員(平方嗣世君) 先ほどの局長の答弁の中で、13ページを見てもらえればわかるんですけども、身分の区分をするとは書いていないです、これにも。議員報

酬の区分は議長、副議長、委員長、議員と、こうなっているわけなんです。だから、今の答弁ちょっと違っているんじゃないでしょうか。

それと、2点目の質問ですけど、これは事務局に質問したわけじゃないんです。 私は会長に質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

- 事務局長(吉原康之君) それでは、前段の話でありますが、やや説明が足りません話でありましたので、加えて申し上げますと、もちろんお話しのように議員報酬の区分は議長、副議長、委員長及び議員の4区分で、額については第三者機関で調整してもらうと、こういう話で私も理解しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 議長(木暮治一君) 私からということでございます。伊香保町の議会の皆さん方が報酬をその後上げられたということは承知しております。しかしながら、この報酬等審議会運営等の中で決められた報酬額を踏襲するということはそれ以前に決められたことでありますから、当然それが守られるというふうに私は思っておりました。私どもは、常に報酬等を上げるか下げるかという段階につきましては特別職報酬等審議会にお諮りをし、その意見を聞いた上でそれを提案する、そういう形をとっておりますけれども、伊香保町さんがどのような経過を踏まえたか、それは定かに私は承知しておりませんけれども、本来であればこの合併協議会で決められた時点の中での額とするべきだというふうに私は会長として認識をしております。
- **委員(平方嗣世君)** それぞれの解釈論についてはそれぞれの皆さんが申し上げたんでありますから、私は端的に申し上げますけども、ただいま言った一つ、二つの質問ですけども、これについては当然私も1点目は引くことができないと思っておりますし、2点目は皆さんの合意が得られるならば差し支えないんじゃないかと思いますけれども、やはりそこでのたがを締めるということだけは必要ではないかと思いますので、皆さん方の判断をひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長(木暮治一君) 暫時休憩をいたします。

休憩

議長(木暮治一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大分予定時間よりおくれて申しわけございませんけれども、続けて協議を進めてまいりたいと思います。

それでは、今まで31号につきましてはいろいろとご意見をいただいてまいりました。この件につきましては、いろいろと意見の行き違いもあるようでありま

す。しかし、本当にほかの委員さんにも大変ご迷惑をかけているわけでありますけれども、この協議につきましてはここで質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) この件につきましては報告のとおりお認めをいただきまして、 次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、以上で報告を終わります。

続きまして、報告第32号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」についてを議題といたします。

事務局から説明をしてください。

報告第21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」についてについて

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の31ページをごらんいただきたいと思います。報告第32号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関すること」について、次のとおり報告するものであります。

これに係る調整方針につきましては、以下に記載のとおり平成16年4月28日の協議会において既に決定されているところであります。そのうち、四角の中になりますが、四角の中の4の福祉医療事業については現行のサービス水準を踏まえまして合併時に調整することとするとしていたものでありますが、その後合併協議会の各組織で議論を重ねた結果、欄外にありますように方針を決定するというようなことで調整をしたわけであります。

調整結果をする前に若干これまでの経過を説明いたしますと、合併時に調整するという、こういうことでさまざまな議論があったわけであります。これは、協議会の下部組織でありますけれども、一つは後ほど説明いたしますような調整結果になりますと財政負担が約5,300万円ほどふえるわけでありまして、これは正副会長会議等でご議論いただいたところ、財政状況等を勘案しながらもう少し議論したらどうかというようなことで、きょうご報告申し上げるわけでありますが、きょうに至ったという、そういう状況があります。結果としては、現在6市町村でそれぞれ異なった福祉医療の助成をしておるわけでありますけれども、現行のまま新しい市になっても助成をしていくというような、そういった事務手続にいたしますと、最近の電子機器の対応がシステム的に不可能だというような、そういう内容がわかりました。そのためにこれから報告いたしますような調整結果とするわけでありまして、繰り返しになりますけれども、この結果後ほど説明いたしますように約5,300万円ほどの、これは年額でありますけれども、財政負担に

なる、こういうことであります。

それでは、調整結果について読み上げてみますと、欄外でありますが、4、福祉医療助成事業につきましては次のとおりとするということで、まず(1)の乳幼児については、詳細後ほど説明いたしますが、小学1年の年度末までの全診療とするとするものであります。(2)は重度心身障害者の関係でありまして、身障者手帳3級、以下記載の療育手帳B判定、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の通院医療までとする。これは、対象が広がるわけであります。(3)の母子、父子家庭でありますが、母子、父子家庭については県の補助基準であります所得税非課税世帯とするとするものであります。

それでは、33ページをお願いしたいと思います。調整の方針及び調整結果につきましては、ただいま説明したとおりであります。まず、右側にあります調整理由等の欄でありますが、 の乳幼児につきましては県内市町村の補助対象の拡大傾向、それからサービス水準の維持などから後ほど説明いたします対象範囲の最も広い伊香保町に、それから の重度心身障害者につきましては最も対象者の多い渋川市の助成水準に、母子、父子家庭については、必ずしも最近では経済的に恵まれていないという状況にはないという部分もあるわけでありますから、財政負担等を考慮いたしまして、県と同様に所得税非課税世帯を対象とするという、そういうことで調整いたしました。

次に、資料の左側の現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、1の福祉医療助成事業の状況であります。伊香保町の欄をごらんいただきたいと思いますが、乳幼児7歳の年度末まで、これは小学1年の全診療とありますように、伊香保町が最も助成対象の範囲を広くしておりまして、次いで一番右側になりますが、北橘村の助成範囲が広く、7歳未満児の全診療としております。他は未就学児の全診療となっております。乳幼児の場合は、これらの範囲では該当者の医療費の負担はなくなるということになります。今回の調整では、最も対象範囲の広い伊香保町に合わせることにしたものでありまして、伊香保町以外のところでは該当者の医療負担がなくなる範囲が広がることになります。

次に、財政影響額を算出するために整理した下段の表でありますが、これは福祉医療助成対象者の各市町村の状況を整理したものでありまして、例えば乳幼児の合計を見てみますと、表にはありませんが、合計人数は4,805人となり、総合計では8,667人とかなりの人数に上ることがわかります。

それでは、35ページをお願いいたします。これは、前ページで申し上げました人数をもとに実際に県及び市町村が負担している金額を各市町村別に整理をした表であります。中段よりやや下になりますが、合計の欄をごらんいただきますと、これらをすべて合計いたしますと、これも記載がありませんが、県補助分がおよそ4億3,161万3,000円、それから地方単独とありまして、これが市町村

負担となるわけでありますが、およそ1億5,310万4,000円、合わせて福祉医療現状では5億8,471万7,000円の経費負担をしておるわけであります。これは、平成15年度現在の数字ということになります。

37ページをお願いいたします。このページでは、冒頭で申し上げました調整方針に基づきまして整理した各市町村別のそれぞれの負担増加額でありまして、詳細の説明は省略いたしますが、欄外をごらんいただきたいと思います。各市町村の追加財政負担額は、先ほども申し上げましたが、5,326万3,000円となります。これによって福祉医療費助成事業にかかわります新しい市の負担額は、先ほどの額と合わせまして、増加額を含めまして2億636万7,000円ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) 説明が終わりました。

報告第32号につきましてご質問等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでありますので、質問等を終了いたします。

それでは、報告第32号につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第32号は原案のとおり承認 されました。

次に、報告第33号 協議項目24 9「ごみ処理事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第33号 協議項目24 9「ごみ処理事業の取扱い」について

事務局長(吉原康之君) 39ページをごらんいただきたいと思います。報告第33号協議項目24 9「ごみ処理事業の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましても平成16年4月28日の協議会におきまして以下のとおり決定をしていただいているものでありますが、このうち1のアンダーラインの部分でありますが、家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬につきましては現行のとおりとし、新市において調整するとしていただいたわけでありますが、ここでいう排出に係ります指定袋につきましては欄外の調整結果にありますように調整するものであります。

調整結果を読み上げてみますと、欄外でありますが、家庭系一般廃棄物の排出

に係る指定袋等について。(1)は、指定ごみ袋の作成、販売は新市とする。詳細についてはまた後ほど説明いたしますが、(2)、指定ごみ袋等の種類は5種類とし、販売価格は渋川市の価格を基本とし、次のとおりとする。可燃、不燃ごみ、大とかありますが、以下10円、6円、10円とするものであります。(3)は、販売方法は市に登録された販売店とする。(4)、販売手数料でありますが、袋1枚1円とするとするものであります。

41ページをごらんいただきたいと思います。上段の調整方針及び調整結果は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側の調整理由等の欄をごらんいただきたいと思いますが、現状ではごみ袋の取り扱い団体、販売方法、販売手数料等に違いが見られますことから調整するものであります。

次に、左側にあります現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、表の渋川市の欄、上から三つ目のところをごらんいただきたいと思いますが、取り扱い主体という項目があります。渋川市のように衛生組織等で作成、販売していますのは中ほどの子持村及び赤城村でありまして、町村で作成、販売しているのは伊香保町、小野上村及び北橘村であります。

次に、一つ飛びまして指定袋の種類と販売価格でありますが、ごらんのとおり それぞれ異なりますが、後ほどまた説明いたしますけれども、渋川市が不燃、可 燃とも最も安く、この渋川市に合わせるものであります。

次に、43ページお願いいたします。最上段にあります粗大ごみシールは各市町村にそれぞれ価格が異なって現在販売されているわけでありますが、新市としては1枚10円とするものであります。

次の欄、販売手数料でありますが、記載のとおり渋川市以外はごみ袋について2円から5円となっております。渋川市は1円で最も低額でありまして、先ほど申し上げました調整はこの額に調整するとするものであります。

それから、欄外に整理したものにつきましては先進地事例でありまして、1の前橋市から4の太田市までそれぞれ市に統一して対応したということでありますが、最後の5の桐生市は合併前と同様の取り扱いとし、具体的には半透明の袋の場合業者が作成、販売価格の決定はそれぞれ自由にでき、その中から市民が自由に選択するという制度を採用しているようでありまして、内容的には他の市とかなり異なった対応を桐生市の場合はしている、こういう状況にあります。

それから、43ページの1をごらんいただきたいと思います。これは、指定ごみの販売代金等を比較した資料であります。ここでは、表の左側にありますように、先ほどの調整結果の説明で申し上げましたとおり、記載の可燃ごみ、不燃ごみそれぞれ大小の袋及び粗大ごみシールの5種類について整理をいたしたものであります。まず、可燃ごみについて見ますと、作成代金、販売代金、販売店への手数料とも6市町村の現況ではそれぞれ違いがあることがわかります。このうち

渋川市がいずれの価格もおおむね低額となっておりまして、新市ではこの渋川市 の価格をもとに、表の一番右側になりますが、その額にするという調整をいたし ました。

なお、作成原価につきましては、欄外にありますように平成17年7月の見積もりでありまして、最近話題になっております原油価格の高騰等の状況から、作成原価についてはもう少し高くなるのではないかという、そういったことも予想されますので、流動的な要因もあるということでご理解をいただければと思います。

それから、不燃ごみもただいま説明いたしました可燃ごみの場合とおおむね同様でありまして、次に粗大ごみシールでありますが、販売代金が市町村によって無料としているところから北橘村のように500円としているところもあり、かなり差があることがわかります。それから、販売手数料は渋川市及び伊香保町では記載の額となっておりまして、これらを、表の一番右側になりますが、販売代金を10円、手数料を1円とすることにいたしました。

それから、表の下段の袋の作成団体及び販売窓口につきましては、現況では記載のとおり6市町村ではそれぞれ異なっておるわけでありますが、新市では、表の右側にありますが、作成は市において行い、販売につきましては販売店に委託して行うことといたしました。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、報告第33号につきまして ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **議長(木暮治一君)** 質問等もないようでありますので、お諮りいたします。 報告第33号につきまして原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第33号は原案のとおり承認 をされました。

続きまして、報告第34号 協議項目24 20「学校教育の取扱い」について を議題といたします。

説明をしてください。

報告第34号 協議項目24 20「学校教育の取扱い」について)

事務局長(吉原康之君) 45ページをごらんいただきたいと思います。報告第34号協議項目24 20「学校教育の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましても、以下にありますように既に平成16年5月27日の協議会において調整方針を決定していただいているところでありますが、このうち5の(1)の公立幼稚園の保育料につきましては、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整するとし、また(3)の減免制度におきましても新市において調整するとしておりましたが、これらについてはその後さまざまな検討を行う中で欄外の調整結果のとおり整理することにいたしました。

まず、(1)でありますが、保育料については表1のとおりとする。これは、 後ほど説明いたします。(2)でありますが、減免制度につきましては渋川市保 育料減免規則に倣うとすることにいたしました。

47ページをお願いいたします。上段の調整方針及び調整結果につきましては、 ただいま説明をいたしましたとおりであります。

次に、右の調整理由等の欄でありますが、まず(1)では保育料の調整を現在他より低額である小野上村及び子持村の住民影響と渋川市の状況を配慮して行い、(2)では関係市町村間の減免額の差を配慮し調整するとしております。

次に、現況の欄でありますが、まず渋川市の欄をごらんいただきたいと思いますが、保険料は月額5,900円で、園児の送迎はしておりません。小野上村の保育料が2,000円で最も低額でありまして、このほか園児の送迎料を月額2,000円としております。子持村は、保育料は小野上村よりやや高く、2,100円でありますが、送迎料は無料としております。赤城村及び北橘村の保育料はそれぞれ4,000円で同額でありますが、送迎は赤城村が無料で北橘村は月額1,000円としております。保育料は、これらの状況を踏まえまして、後ほど述べますとおり4段階で5年を目途に調整することにいたしました。

次に、減免制度でありますが、現状では減免額は異なりますものの渋川市と赤城村がほぼ同様の内容であります。また、小野上村、それから子持村、北橘村は制度の内容及び減免額もごらんいただいているとおりほぼ同様の内容となっております。

49ページをごらんいただきたいと思います。表1は、新市における保育料の額であります。表のとおり平成19年4月1日からの変更といたしました。これは、合併直後の年度からの変更とするのではなく、保護者等の状況を配慮すべきであるという意見などを踏まえまして調整をしたものであります。5年を目途に4段階で先ほど申し上げましたとおり調整するという基本的な方針は前に決定していただいたとおりであります。各町村の年度ごとの保育料は記載のとおりでありまして、送迎バスにつきましてはこの保育料とは別に既に協議会で決定されておりまして、北橘村の例、つまり月額1,000円となります。

次に、表の2でありますが、ここでは減免額についてそれぞれ年度ごとにまた 同一の保育料となるまでの各市町村ごとの減免額を整理したもので、町村の減免 額は現在の渋川市の保育料の年額に対する減免額の割合を基準に算定をしております。

51ページをお願いいたします。これは、平成15年度から平成17年度の、保育料につきましては国基準がありまして、この国基準と県内各市の保育料を比較したものでありまして、網かけの部分が国基準であります。渋川市の5,900円は、金額的には多少異なりますが、総体的には真ん中ぐらいと言えるというような状況にあります。

次に、53ページをお願いいたします。これは、園児数の推移及び保育料の改定によります財政影響額を整理した資料でありまして、一番上の表は過去3カ年の園児数から平成18年度の園児数を推計したものでありまして、表の右の欄になりますが、この最下欄をごらんいただきますと698人になるというようなことで推計をしております。これをもとに先ほど申し上げましたとおり5年を目途に4段階で調整していきますと、各年度は、これ記載してありませんが、合計だけ記載してありますけれども、増加額は年度によっておよそ300万円から720万円ほどの増加が見込まれるという状況にあります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- **議長(木暮治一君)** 事務局の説明が終わりましたが、報告第34号についてご質問等ございましたらお願いいたします。
- **委員(大澤歳男君)** 伊香保町の大澤歳男と申します。ただいま報告のありました 幼稚園につきましての保育料並びにいろいろな減免措置がとられておるわけでございますが、ここに記載されておりますとおり伊香保町は幼稚園がございません。 保育園になっておるわけでございますが、大変勉強不足で申しわけございません けれども、保育園につきましては同じ年代でございますので、どのように取り扱いするか、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。
- 事務局長(吉原康之君) これは、既に前に決定をしていただいているものでありますけれども、簡単に概要だけ申し上げますと、まず合併時に渋川市の保育料に合わせるというようなことになります。渋川市の保育料に合わせるということになりますと、総じてとりあえずは、これは数字をちょっと持っていないわけでありますけれども、赤城村の現状がやや渋川市よりも安いというような状況にあります。ですから、赤城村以外は合併当時の今申し上げました渋川市に合わせるという、そういう調整をいたしますと全体的にはとりあえず安くなるような、そういう状況になります。ただ、これもやはり5年を目途に一定の調整をしていくことになります。この調整は、とりあえず現在の調整の前提は5年を目途に国基準の60%にするというような、こういう状況になります。ですから、その中間で1回値上げするというようなことでありまして、結果的には5年を目途に、ただいまおおむね60%と申し上げましたが、5年目には60%やや欠ける推計になっ

ておりますけれども、そういった調整になります。ですから、結果とすると全体的には現状に比べて保育料は上がるという、こういうことであります。

ただ、先ほど幼稚園の保育料で申し上げましたが、国基準というのがありまして、これは交付税等の算定の基礎になりまして、一定の減免あるいは安くしているというような状況がありますと、交付税でその分歳入を見込んだというようなことで調整されるというような話がありますから、結果として当該自治体が負担するような話になるわけでありまして、そういったことから申し上げますと、国基準の約60%でありますけれども、5年たったときの60%でもまだかなり低額であるというようなことでありまして、先ほど幼稚園の関係では11市の状況を申し上げましたけれども、11市の中では結果として、これはほかの状況が値上げをしたり、値下げということはないと思いますが、そういった状況の変化がありますとやや状況異なってきますけれども、総じて渋川市の場合は11市の中ではかなり低額、現在では一番安い額に位置していると。ですから、それが5年たっても現状を前提にするとそういう意味ではかなり低位のところで推移していくというような、こういう状況にありますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(木暮治一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ほかにご質問等もないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第34号については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第34号は原案のとおり承認 をされました。

次に、報告第35号 合併準備経費についてを議題といたします。 説明をしてください。

報告第35号 合併準備経費について

事務局長(吉原康之君) 55ページをごらんいただきたいと思います。報告第35号 合併準備経費につきまして、別紙のとおり報告するものであります。

合併準備経費につきましては、協議会の下部組織でさまざまな検討をしてきました。これまでの経過について若干説明申し上げますと、これは事務的なものも含めてでありますが、当初この合併準備経費を成立する前提としては6月補正で対応するというようなことで事務的には整理をいたしました。各関係市町村、これは専門部会等を構成している各市町村の職員の方々の組織でありますが、そういった組織から出された予算の内容を精査したところ、かなり大ざっぱな見込み

があるというようなことがありました。そのため再度調整をし直すというようなことを前提に調整をいたしました。今回9月補正で対応するわけでありますけれども、時期的に9月になったという理由はただいま申し上げましたようなことで、結果として今回ご報告するというようなことでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、57ページをお願いしたいと思います。総括表であります。これは、目的別費目ごとに整理をした資料であります。まず、1の施設改修費以下金額及び経費の内容については記載のとおりであります。これらを今後補正予算として後ほど説明いたします各関係市町村に補正をしていただいて整理をしていきたいというふうに考えております。合併準備経費の総額でありますが、表の最下段をごらんいただきたいと思いますが、現在までの整理では8,856万4,000円ほどの合併準備経費が必要だという、こういう整理でありまして、主な経費の内容については、主な経費の内容の欄でありますが、ごらんいただくということで、説明は省略をいたします。

次に、58ページをお願いいたしたいと思います。これは、ただいま経費の総額を説明いたしましたが、経費の負担割合等について整理をした表であります。まず、負担割合はこれまでの合併協議会負担割合を使いました。具体的な額でありますが、負担額の欄にありますように会計別に整理をしたものでありまして、負担額の総額になりますが、渋川市の欄をごらんいただきたいと思いますが、渋川市が総額では3,869万4,000円、以下伊香保町の663万4,000円、小野上村の545万5,000円、子持村の1,271万7,000円、赤城村の1,375万5,000円、北橘村の1,130万9,000円、こういった状況で関係市町村に補正をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(木暮治一君) 説明が終わりました。

何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等ないようでありますので、お諮りいたします。 報告第35号につきまして原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

その他

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第35号は原案のとおり承認 をされました。

以上が本日予定をされました議事事項であります。

次に、次第の4、その他に入らせていただきます。

1、新市の市章応募状況について説明をお願いします。

事務局次長(五十嵐研介君) 資料の59ページをお願いいたします。新市の市章 応募状況についてであります。募集期間につきましては6月1日から7月29日 の間でありまして、総応募件数につきましては756件ということでございます。 関係6市町村の構成市町村の小計では491件ということで、割合では約65%、その他県内で68件ということで約9%、県外でありますが、197点ということで26%、合計いたしまして756件ということでございます。

今後の予定といたしましては、9月8日に新市市章選定小委員会を予定しておりまして、その後正副会長会議を経まして、11月2日の合併協議会でご報告申し上げたいというふうな予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

- **議長(木暮治一君)** この件につきましてご質問等ございましたらお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- **議長(木暮治一君)** ないようでありますので、そのほかございますでしょうか。 次に、次回会議予定についてを事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局次長(五十嵐研介君) 同じく資料の59ページでありますが、(2)、次回会議予定ということでございます。次回の開催につきましては、記載のとおり11月2日午後2時から、会場につきましては本日と同じ会場でございます。なお、9月につきましては市町村定例議会がございます。また、10月には北橘村の村長選挙戦ということがございまして、予定として11月初めということで予定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長(木暮治一君) 説明が終わりました。

ご質疑等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようでありますので、以上をもちまして本日予定した協 議事項につきましてはすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長(五十嵐研介君) 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありが とうございました。

以上をもちまして第10回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。 大変お疲れさまでございました。

閉 会 (午後4時45分)

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名 する。

平成17年8月30日

議 表 治 一

图名委員 都孔芳雄